

# グループ共済(傷害給付)



加入対象者



## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。(生命保険部分)
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(生命保険部分)
- 急激かつ偶発的な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(損害保険部分)

### ◎保障内容

**P.9~P.12はグループ共済(傷害給付)の本人の制度内容および保険料です。配偶者・子どもの制度内容および保険料はP.15、P.20をご確認ください。**

申込コース		本人												グループ共済 傷害給付 (損害保険部分)							
		グループ共済 (生命保険部分)								不慮の事故による上乗せ給付				不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度	不慮の事故の場合 (初日から給付)				
		一般の死亡・高度障害				ボーナス給付 (年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】		不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】		不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】		不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】		子ども加入 可能人数	傷害により、 入院した場合 (事故発生の日から その日を含めて 180日以内の 入院について) 【入院保険金】	傷害により、所定 の手術を受けたとき (ただし、1事故につ き手術1回が限度) (状況により) 【手術保険金】	傷害により、通院し医 師の治療を受けた場合 (事故発生の日から その日を含めて180日 以内の通院につい て、90日限度) 【通院保険金】
生命保険部分	損害 保険 部分	月額給付		ボーナス給付 (年2回)		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】		不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合表 第1級)】		不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】		不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】		子ども加入 可能人数	傷害により、 入院した場合 (事故発生の日から その日を含めて 180日以内の 入院について) 【入院保険金】	傷害により、所定 の手術を受けたとき (ただし、1事故につ き手術1回が限度) (状況により) 【手術保険金】	傷害により、通院し医 師の治療を受けた場合 (事故発生の日から その日を含めて180日 以内の通院につい て、90日限度) 【通院保険金】				
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)	(万円)	(万円)	(万円)	1日につき (円)	(人)							
C1		3,600	25	13.3	4,005	400	5	40.4	404	900	900	630 ~ 90	13,500	5							
D1		3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ~ 81	12,195	5							
D2		3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ~ 81	12,195	4							
D3		3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ~ 81	12,195	4							
E1		2,600	20	11.7	2,823	750	10	38.8	776	650	650	455 ~ 65	9,750	5							
F1		1,950	15	11.4	2,068	750	10	38.8	776	488	488	341 ~ 48	7,320	5							
G1		1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ~ 32	4,875	5							
H1		650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ~ 16	2,445	5							
A	S	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5	日額 4,000円	2または 4万円	日額 2,000円				
B		4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5							
C		3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ~ 90	13,500	5							
D		3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ~ 81	12,195	5							
E		2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ~ 65	9,750	5							
F		1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ~ 48	7,320	5							
G		1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ~ 32	4,875	5							
H		650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ~ 16	2,445	5							
I		580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ~ 14	2,175	5							
J		200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ~ 5	750	5							
Z		100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375	5							

### ◎遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	子どもの 年齢に 応じて 選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	

#### 受取イメージ

子ども年齢	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
2コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約10.8万円	約12.6万円	約15.0万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
200万円 受取総額	約217.2万円	約214.2万円	約211.1万円	約208.1万円	約204.9万円	約202.0万円	約200.0万円
3コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約16.2万円	約18.9万円	約22.6万円	約28.3万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
300万円 受取総額	約325.8万円	約321.3万円	約316.6万円	約312.1万円	約307.4万円	約303.0万円	約300.0万円
5コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約27.1万円	約31.5万円	約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
500万円 受取総額	約543.0万円	約535.5万円	約527.8万円	約520.3万円	約512.4万円	約505.0万円	約500.1万円
10コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資 (死亡・高度障害 保険金) 平均年額	約54.3万円	約63.0万円	約75.4万円	約94.6万円	約128.1万円	約202.0万円	約333.4万円
1,000万円 受取総額	約1,086.0万円	約1,071.0万円	約1,055.6万円	約1,040.6万円	約1,024.8万円	約1,010.0万円	約1,000.2万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
 ※実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。  
 ※実際の受取期間、受取金額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

(生命保険部分)

※本人の保険金額によって子どもの人数・保険金額に制限があります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

※実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※脱退した場合は、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

※年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

●上記はグループ共済(生命保険部分)とグループ共済 傷害給付(損害保険部分)をセットしたものです。

●グループ共済(生命保険部分)とグループ共済 傷害給付(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

●それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレット13~26ページをご参照ください。



# 4 グループ共済(生命保険部分)

【保険期間】2024年1月1日(月)~2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

**P.13~P.15はグループ共済(生命保険部分)の保障内容のみ記載しております。**

申込コース	本人								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度
	一般の死亡・高度障害				ボーナス給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表 第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	子ども加入 可能人数
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	月額給付 年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)					
C1	3,600	25	13.3	4,005	400	5	40.4	404	900	900	630 ~ 90	13,500	5
D1	3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ~ 81	12,195	5
D2	3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ~ 81	12,195	4
D3	3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ~ 81	12,195	4
E1	2,600	20	11.7	2,823	750	10	38.8	776	650	650	455 ~ 65	9,750	5
F1	1,950	15	11.4	2,068	750	10	38.8	776	488	488	341 ~ 48	7,320	5
G1	1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ~ 32	4,875	5
H1	650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ~ 16	2,445	5
A	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
B	4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
C	3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ~ 90	13,500	5
D	3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ~ 81	12,195	5
E	2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ~ 65	9,750	5
F	1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ~ 48	7,320	5
G	1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ~ 32	4,875	5
H	650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ~ 16	2,445	5
I	580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ~ 14	2,175	5
J	200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ~ 5	750	5
Z	100	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375	5

## 遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	子どもの年齢に応じて選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	

### 受取イメージ

子ども年齢	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
2コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約10.8万円	約12.6万円	約15.0万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
200万円 受取総額	約217.2万円	約214.2万円	約211.1万円	約208.1万円	約204.9万円	約202.0万円	約200.0万円
3コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約16.2万円	約18.9万円	約22.6万円	約28.3万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
300万円 受取総額	約325.8万円	約321.3万円	約316.6万円	約312.1万円	約307.4万円	約303.0万円	約300.0万円
5コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約27.1万円	約31.5万円	約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
500万円 受取総額	約543.0万円	約535.5万円	約527.8万円	約520.3万円	約512.4万円	約505.0万円	約500.1万円
10コース 受取期間(例)	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
年金原資(死亡・高度障害保険金) 平均年額	約54.3万円	約63.0万円	約75.4万円	約94.6万円	約128.1万円	約202.0万円	約333.4万円
1,000万円 受取総額	約1,086.0万円	約1,071.0万円	約1,055.6万円	約1,040.6万円	約1,024.8万円	約1,010.0万円	約1,000.2万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。※実際の受取期間、受取総額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

- 本人の保険金額によって子どもの人数・保険金額に制限があります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金原資が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いきません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

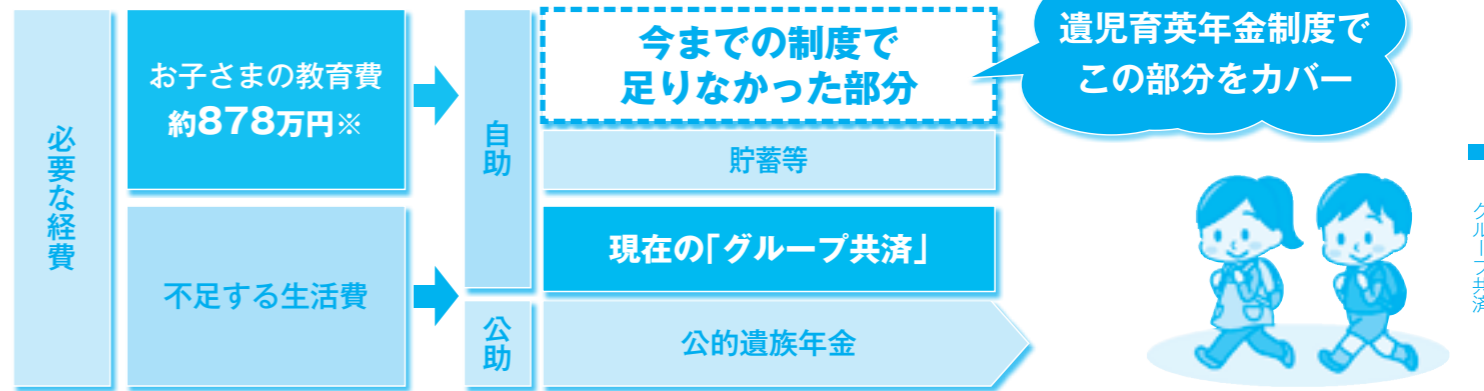
P21~23

# 「遺児育英年金制度」ができました！ 発足2年目

## 遺児育英年金制度とは？

グループ共済に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」が付加できるようになりました。

### 【幼稚園から大学卒業まで公立の学校の場合の学校教育費】



※出典：文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成  
 ※教育費は次の条件のもと算出しております。  
 ①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立(自宅)  
 ②補助学習費は含まず(学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等)  
 ③高校・大学は入学金を含む

## 遺児育英年金制度の受取イメージ 年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 保険料 本人が死亡・高度障害のとき 年金原資300万円

本人保険年齢	月額保険料	
	男性	女性
16～35歳	264円	162円
36～40歳	342円	285円
41～45歳	471円	354円
46～50歳	684円	510円
51～55歳	1,005円	696円
56～60歳	1,461円	888円
61～65歳	2,247円	1,185円
66～70歳	3,342円	1,605円

【遺児育英年金制度について】  
 ※期中の遺児育英年金制度のみの脱退(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「グループ共済」本人のみの脱退もお取扱いできません。「グループ共済」本人脱退の場合は、遺児育英年金制度も脱退となります。  
 ※遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。  
 ※遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人とセットで加入してください。  
 ※遺児育英年金制度は「グループ共済」本人と同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。  
 ※死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。  
 ※D2・D3コースにご加入の方は、遺児育英年金制度に加入出来る最大人数は4名までとなります。

申込金額(万円)	配偶者								
	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
	年金原資【死亡・高度障害保険金】(万円)	年金受取期間(年)	年金月額(約万円)	月額給付年金受取総額(約万円)	不慮の事故による死亡特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)	
2,000	2,000	20	9.0	2,172	500	500	350～	50	7,500
1,500	1,500	15	8.8	1,590	375	375	262～	37	5,625
1,000	1,000	10	8.6	1,035	250	250	175～	25	3,750
800	800	10	6.9	828	200	200	140～	20	3,000
650	650	5	10.9	656	163	163	114～	16	2,445
580	580	5	9.7	585	145	145	101～	14	2,175
200	200	3	5.5	200	50	50	35～	5	750

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

申込金額(万円)	子ども					
	一般の死亡・高度障害【死亡・高度障害保険金】(万円)	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
		不慮の事故による死亡特定感染症による死亡【災害保険金】(万円)	不慮の事故による高度障害【障害給付金(給付割合表第1級)】(万円)	不慮の事故による身体障害(程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】(万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)【入院給付金】1日につき(円)	
400	400	120	120	84～	12	1,800

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。(生命保険部分)
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(生命保険部分)
- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(損害保険部分)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P21～23

# グループ共済(生命保険部分)

## 保険料

### ◎保険料

		本人							
申込 コース	性別	保険料 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		16～35歳 (1988.7.2～ 2008.7.1)		36～40歳 (1983.7.2～ 1988.7.1)		41～45歳 (1978.7.2～ 1983.7.1)		46～50歳 (1973.7.2～ 1978.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
C1	男性	4,518	2,112	5,454	2,736	7,002	3,768	9,558	5,472
	女性	3,294	1,296	4,770	2,280	5,598	2,832	7,470	4,080
D1	男性	4,080	3,960	4,925	5,130	6,323	7,065	8,630	10,260
	女性	2,975	2,430	4,308	4,275	5,055	5,310	6,745	7,650
D2	男性	4,080	5,808	4,925	7,524	6,323	10,362	8,630	15,048
	女性	2,975	3,564	4,308	6,270	5,055	7,788	6,745	11,220
D3	男性	4,080	7,656	4,925	9,918	6,323	13,659	8,630	19,836
	女性	2,975	4,698	4,308	8,265	5,055	10,266	6,745	14,790
E1	男性	3,263	3,960	3,939	5,130	5,057	7,065	6,903	10,260
	女性	2,379	2,430	3,445	4,275	4,043	5,310	5,395	7,650
F1	男性	2,448	3,960	2,955	5,130	3,794	7,065	5,178	10,260
	女性	1,785	2,430	2,585	4,275	3,033	5,310	4,047	7,650
G1	男性	1,632	3,960	1,970	5,130	2,529	7,065	3,452	10,260
	女性	1,190	2,430	1,723	4,275	2,022	5,310	2,698	7,650
H1	男性	817	2,112	986	2,736	1,266	3,768	1,727	5,472
	女性	596	1,296	863	2,280	1,012	2,832	1,350	4,080
A	男性	5,020	-	6,060	-	7,780	-	10,620	-
	女性	3,660	-	5,300	-	6,220	-	8,300	-
B	男性	5,020	-	6,060	-	7,780	-	10,620	-
	女性	3,660	-	5,300	-	6,220	-	8,300	-
C	男性	4,518	-	5,454	-	7,002	-	9,558	-
	女性	3,294	-	4,770	-	5,598	-	7,470	-
D	男性	4,080	-	4,925	-	6,323	-	8,630	-
	女性	2,975	-	4,308	-	5,055	-	6,745	-
E	男性	3,263	-	3,939	-	5,057	-	6,903	-
	女性	2,379	-	3,445	-	4,043	-	5,395	-
F	男性	2,448	-	2,955	-	3,794	-	5,178	-
	女性	1,785	-	2,585	-	3,033	-	4,047	-
G	男性	1,632	-	1,970	-	2,529	-	3,452	-
	女性	1,190	-	1,723	-	2,022	-	2,698	-
H	男性	817	-	986	-	1,266	-	1,727	-
	女性	596	-	863	-	1,012	-	1,350	-
I	男性	728	-	879	-	1,129	-	1,540	-
	女性	531	-	769	-	902	-	1,204	-
J	男性	251	-	303	-	389	-	531	-
	女性	183	-	265	-	311	-	415	-
Z	男性	126	-	152	-	195	-	266	-
	女性	93	-	133	-	156	-	208	-

		本人					
申込 コース	性別	保険料 (円)					
		年齢【保険年齢】 (生年月日)					
		51～55歳 (1968.7.2～ 1973.7.1)		56～60歳 (1963.7.2～ 1968.7.1)		61～65歳 (1958.7.2～ 1963.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
C1	男性	13,410	8,040	18,882	11,688	28,314	17,976
	女性	9,702	5,568	12,006	7,104	15,570	9,480
D1	男性	12,108	15,075	17,048	21,915	25,563	33,705
	女性	8,760	10,440	10,840	13,320	14,058	17,775
D2	男性	12,108	22,110	17,048	32,142	25,563	49,434
	女性	8,760	15,312	10,840	19,536	14,058	26,070
D3	男性	12,108	29,145	17,048	42,369	25,563	65,163
	女性	8,760	20,184	10,840	25,752	14,058	34,365
E1	男性	9,685	15,075	13,637	21,915	20,449	33,705
	女性	7,007	10,440	8,671	13,320	11,245	17,775
F1	男性	7,265	15,075	10,229	21,915	15,338	33,705
	女性	5,256	10,440	6,504	13,320	8,435	17,775
G1	男性	4,843	15,075	6,819	21,915	10,225	33,705
	女性	3,504	10,440	4,336	13,320	5,623	17,775
H1	男性	2,423	8,040	3,411	11,688	5,114	17,976
	女性	1,753	5,568	2,169	7,104	2,813	9,480
A	男性	14,900	-	20,980	-	31,460	-
	女性	10,780	-	13,340	-	17,300	-
B	男性	14,900	-	20,980	-	31,460	-
	女性	10,780	-	13,340	-	17,300	-
C	男性	13,410	-	18,882	-	28,314	-
	女性	9,702	-	12,006	-	15,570	-
D	男性	12,108	-	17,048	-	25,563	-
	女性	8,760	-	10,840	-	14,058	-
E	男性	9,685	-	13,637	-	20,449	-
	女性	7,007	-	8,671	-	11,245	-
F	男性	7,265	-	10,229	-	15,338	-
	女性	5,256	-	6,504	-	8,435	-
G	男性	4,843	-	6,819	-	10,225	-
	女性	3,504	-	4,336	-	5,623	-
H	男性	2,423	-	3,411	-	5,114	-
	女性	1,753	-	2,169	-	2,813	-
I	男性	2,161	-	3,043	-	4,562	-
	女性	1,564	-	1,935	-	2,509	-
J	男性	745	-	1,049	-	1,573	-
	女性	539	-	667	-	865	-
Z	男性	373	-	525	-	787	-
	女性	270	-	334	-	433	-

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者・子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

半年単位の契約当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

配偶者								
申込金額 (万円)	性別	月払保険料 (円)						
		年齢【保険年齢】 (生年月日)						
		16～35歳 (1988.7.2～2008.7.1)	36～40歳 (1983.7.2～1988.7.1)	41～45歳 (1978.7.2～1983.7.1)	46～50歳 (1973.7.2～1978.7.1)	51～55歳 (1968.7.2～1973.7.1)	56～60歳 (1963.7.2～1968.7.1)	61～65歳 (1958.7.2～1963.7.1)
2,000	男性	2,510	3,030	3,890	5,310	7,450	10,490	15,730
	女性	1,830	2,650	3,110	4,150	5,390	6,670	8,650
1,500	男性	1,883	2,273	2,918	3,983	5,588	7,868	11,798
	女性	1,373	1,988	2,333	3,113	4,043	5,003	6,488
1,000	男性	1,255	1,515	1,945	2,655	3,725	5,245	7,865
	女性	915	1,325	1,555	2,075	2,695	3,335	4,325
800	男性	1,004	1,212	1,556	2,124	2,980	4,196	6,292
	女性	732	1,060	1,244	1,660	2,156	2,668	3,460
650	男性	817	986	1,266	1,727	2,423	3,411	5,114
	女性	596	863	1,012	1,350	1,753	2,169	2,813
580	男性	728	879	1,129	1,540	2,161	3,043	4,562
	女性	531	769	902	1,204	1,564	1,935	2,509
200	男性	251	303	389	531	745	1,049	1,573
	女性	183	265	311	415	539	667	865

子ども		
申込金額 (万円)	月払保険料 (円)	
400	460	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (2001.7.2～2021.7.1)

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

**配偶者さまに万一(死亡・高度障害)があった場合にも保障は必要です。  
ご家族構成により必要な保障もさまざまです。  
ご自身の生活に見合った保障をご準備ください。**

### 配偶者コースの特長

- ご本人さまが退職後も、配偶者さまの保障を継続することが可能です。  
(ご本人さまの継続が必要です)
- 配偶者コースの保険料も配当金の対象です。  
(1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P21～23

## お取り扱いについて

<p><b>加入資格</b></p>	<p>本人…当生協の組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…当生協の組合員(再任用含む)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…当生協の組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方</p> <p><b>【告知内容】</b>  <b>本人</b>  <b>【現在の就業状態】</b>          申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。          (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>  <b>【現在の健康状態】</b>          申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。          (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。          ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>  <b>【過去12ヵ月以内の健康状態】</b>          申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。          ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
<p><b>保険期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間(2024年1月1日～2024年12月31日)で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。</li> </ul>
<p><b>保険料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より)ボーナス(時)保険料は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。(初回のボーナス時保険料は12月分より賞与より控除します)</li> </ul>
<p><b>配当金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</li> </ul>
<p><b>継続加入の扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
<p><b>申込方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(*)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。</p> <p>また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(※)対象となる特定感染症          対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分類項目(基本分類コード)              コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)</p> </div> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)を含みます</p>
<p><b>高度障害</b></p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol>

給付割合表

(災害保障特約の災害保険金に対して)		
等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4 手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの 25. 1 手の5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5 足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3 手指を失ったもの 31. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの 42. 1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの 43. 1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

保険会社からの  
お願い・ご注意

- <保険金・給付金のご請求について>
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
  - 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
  - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>
- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
  - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付ことも災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。



# ⑤ グループ共済 傷害給付

【保険期間】2024年1月1日(月)~2024年12月31日(火)



加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ共済 傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

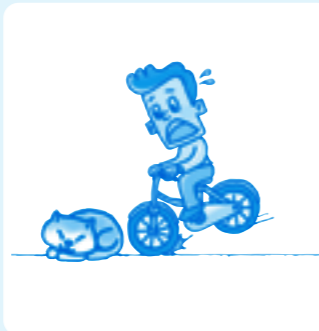
こんな時に補償されます。



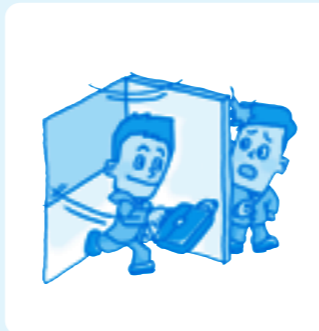
車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

補償概要・補償項目		本人	配偶者	子ども
		Sコース	S1コース	S2コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,000円	日額 4,000円	日額 4,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	2または 4万円	2または 4万円	2または 4万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
月額保険料		630円	630円	630円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.45

## 保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位\*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含まれません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです)。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
  - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
  - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
  - ・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
  - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45

### 「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。